

指定（予防）訪問看護重要事項説明書

当事業所は介護（予防）保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4660190010 号)

当事業所はご利用者に対して、指定（予防）訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 天翔会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市薬師二丁目7番62号 |
| (3) 電話番号 | 099-259-2038 |
| (4) 代表者氏名 | 五反田 満幸 |
| (5) 設立年月 | 平成4年4月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 事業所の種類 | 訪問看護事業 平成12年4月1日指定 |
| (2) 事業所の名称 | 鹿児島中央訪問看護ステーション |
| (3) 事業所の所在地 | 鹿児島県鹿児島市薬師一丁目16番5号 |
| (4) 電話番号 | 099-252-4878 |
| (5) 管理者氏名 | 下野 昌代 |
| (6) 事業の目的 | |

疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、主治医の「訪問看護指示書」に基づき「(予防)訪問看護事業」を公益事業として実施し、在宅要支援及び要介護者の療養上の世話又は必要な診療の補助を目的とする。

(7) 当事業所の運営方針

訪問看護計画に基づき、病状の観察、主治医への報告、入浴介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努める。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市

(2) 営業日（定期訪問）及び営業時間

月曜日～土曜日 09:00～18:00

(3) 休業日 日曜日・祝日

・お盆（8/13～15） ・年末年始（12/29～1/3）

※但し、24時間連絡体制となっており緊急時はいつでも対応します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定（予防）訪問看護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤	非 常 勤	常勤換算	指定基準
管理者	1名		1.0名	1.0名
訪問看護師	3名	7名	5.5名	2.0名
理学療法士		1名		

※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、指定（予防）訪問看護サービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

が、あります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8割～9割）が介護保険から給付されます。

<訪問看護サービスの概要>

- 健康相談
 - ・健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍）
 - ・特別な病状の観察と助言
- 日常生活の看護
- 在宅リハビリテーション看護
- 精神・心理的な看護
- 認知症の看護
- 検査・治療促進のための看護
- 終末期の看護

<サービス利用料金>

サービスについて、平常の時間帯での料金は次の通りです。

	(訪問看護)	(介護予防訪問看護)
① 所要時間20分未満	314単位/回	303単位/回
② 所要時間30分未満	471単位/回	451単位/回
③ 所要時間30分以上60分未満	823単位/回	794単位/回
④ 所要時間60分以上90分未満	1128単位/回	1090単位/回

<訪問看護加算について> ご利用者の状態により次の加算が追加されます。

※特別管理加算

特別管理加算 (I) 500単位/月

在宅悪性腫瘍患者管理等を受けている状態や、気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態であること。

特別管理加算 (II) 250単位/月

在宅酸素療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理等を受けている状態や、真皮を超える褥瘡の状態、人工肛門・人口膀胱を設置している状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態等。

※緊急時訪問看護加算 574単位/月

当訪問看護ステーションは、24時間、常時、急な病状の変化にも対応できるように電話や、緊急訪問の出来る体制をとっています。ご希望により緊急時訪問看護加算が追加できます。

※早朝・夜間・深夜の訪問看護

(早朝・夜間・深夜に計画的な訪問看護を行った場合、または特別な管理を必要とする利用者に対し1月以内の2回目以降の緊急時訪問を行った場合2回目から次の割合で訪問看護費に加算されます)

早朝	6時～8時	25%	} 支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象です
夜間	18時～22時	25%	
深夜	22時～6時	50%	

※長時間訪問看護加算 300単位/回

(特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合加算する)

※複数名訪問看護加算 30分未満 254単位/回

(2人の看護師が同時に訪問看護を行う) 30分以上 402単位/回

- 利用者の身体的理由により1人の訪問看護が困難であると認められる場合
- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる場合

※初回加算

(I) 350単位 (II) 300単位

(I) 病院、診療所又は介護保険施設から退院・退所した日

(II) 病院、診療所又は介護保険施設から退院・退所した翌日以降

に当訪問看護事業所において新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、
初回の指定訪問看護を行った場合加算します。

※退院時共同指導加算

600単位

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算します。

※看護・介護職員連携強化加算

250単位

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合加算します。

※看護体制強化加算 I

550単位

II

200単位

※ターミナルケア加算

死亡月につき

2500単位

(2) 上記以外のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

その他の利用料 死後の処置料金 別途 自費10,000円

6. サービス利用料等の請求と支払方法

(1) 利用料等の請求

実際に受けられたサービスごとに計算した請求書を、利用月の翌月10日前後にお届けします。

(2) 利用料等の支払い

請求書に基づく金額を、自動引落としにて集金させていただきます。
ご希望に応じて、請求書お届け月内にて集金も可能です。

7. サービスの中止・変更・追加

利用者側の都合により、訪問看護の利用を中止(キャンセル)又は変更、もしくは新たなサービス利用の追加をすることができます。この場合には、サービスの実施の前日までにご連絡下さい。当日の訪問キャンセルは、場合によりキャンセル料をいただくことがあります。但し、急な体調不良や緊急の入院など致し方ない場合はこの限りではありません。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス決定時に、担当の訪問看護師を決定します。

但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供することがあります。

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の依頼の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者には依頼することは出来ません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施に当たってご契約者の事情・意向に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な電気・ガス・水道等は無償で使用させていただきます。

(3) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

① ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受及び飲食等のもてなしをうけること

② ご利用者家族等に対する訪問看護サービスの提供

③ 飲酒、及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ ご利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治行為、営利活動

⑤ その他、ご利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

(4) ご利用者の禁止行為

① 「5. 当事業所が提供するサービス」に定められたサービス以外の業務依頼。

② 看護師等の心身に危害を及ぼす行為

③ 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為

④ 以上の他、訪問看護の提供を困難にする行為

(5) 駐車場の確保

車にて移動しますので駐車場の確保をお願いします。

(6) 研修医・看護学生の研修への協力

当事業所は、地域医療と在宅看護の研修機関としての役割を担っており、それらに伴う研修医・看護学生などの同行訪問をお願いすることがあります。

9. 訪問看護契約の終了

契約期間中であっても訪問看護契約は、次に掲げる事由によって終了します。

(1) 当然の終了

① 主治医が訪問看護の必要性がないと認めたとき。

② 利用者の死亡

③ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったとき。

④ 事業所がその指定を取り消されたとき。

(2) 利用者の契約解除による終了

① 利用者が入院したとき。

② 事業者がその責めに帰すべき事由により訪問看護契約条項に違反したとき。

③ その他やむを得ない事由があるとき。

(3) 事業者の契約解除による終了

① 利用者が利用料等の支払いを正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、事業者が相当の期間を定め催告したにも関わらずその支払いをしなかったとき。

② その他事業者の責に帰すことのできない事由により、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。

10. 緊急時の対応について

ご利用者の体調や状態の変化、その他の緊急事態が生じた場合、状況により主治医と連絡を取り指示に従って適切な看護を行います。介護や、病状に関して不安なとき、判断に迷われるときはいつでもご連絡ください。

【鹿児島中央訪問看護ステーション 緊急連絡先】

電話番号 099-252-4878

**※時間外・休業日は担当者へ電話転送されますので、
おかけになったままお待ちください**

11. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに状況を的確に把握判断し、主治医に連絡し、指示に従い適切に対応します。

また、事業者の責に帰する事由により利用者に損害を生じさせたときは、その損害を速やかに対応します。

12. 災害発生時の対応について

災害発生時には、緊急連絡先および指定緊急避難場所・指定避難場所の確認等、可能な限り迅速かつ安全に対応できるよう努めます。

13. 秘密の保持（個人情報の保護）について

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知りえたご利用者及び家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。
- (2) 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を必要最小限度の範囲で提供することがあります。
- (3) 事業者は、利用者に係わる他の介護サービス事業者、居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合に、ご利用者のご家族の同意を得た上で、必要最小限度の範囲でその個人情報を用いることがあります。
- (4) 事業者は、ご利用者及びその家族等の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守して適切に取り扱います。

14. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付窓口 下野 昌代

○電話番号 099-252-4878

○受付時間 月曜日～金曜日 09:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 08:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 09:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 09:00～16:00